

## 「セレンに係る暫定排水基準の見直しについて」に対する意見の募集結果について

### 【概要】

水質汚濁防止法に基づく有害物質の排水基準のうちセレンについては、一部の工場・事業場で直ちに一律排水基準を達成することが困難であることから、セレン化合物製造業に属する工場・事業場を対象とする暫定排水基準が設定されています。

暫定排水基準が適用される工場・事業場においては、これまで一律排水基準の達成に向けて排水処理の各種技術検討・施設改良等が進められ、排出濃度の低減に向けた努力が続けられてきています。暫定排水基準の期限（平成 18 年 1 月 31 日）の到来にあたり、この業種の排水の処理状況を確認した結果、効果的な排水処理等の技術がいまだ開発・実用化の途上にあり、現時点においてなお、直ちに一律排水基準を達成することが困難な状況にあります。

このため、環境省としては排水基準を定める環境省令を改正し、セレン化合物製造業に対する暫定排水基準の適用を平成 21 年 1 月 31 日まで延長する予定です。

これらの改正について、平成 17 年 12 月 22 日から 1 月 19 日まで、広く国民の皆様から意見の募集（パブリックコメント手続）を行った結果、意見の提出はありませんでした。

### 【意見の提出状況】

封書によるもの	0 通
F A Xによるもの	0 通
電子メールによるもの	0 通
計	0 通
意見のべ総数	0 件

今回は、意見の提出はありませんでしたが、今後とも水環境保全行政の推進に御協力くださいますようお願い申し上げます。